

1 NO POVERTY



3 GOOD HEALTH AND WELL-BEING



4 QUALITY EDUCATION



5 GENDER EQUALITY



日本産婦人科医会 第175回記者懇談会
性教育—新たな発展に向けて

義務教育での性教育をめぐる現状と課題

内閣府 女性に対する暴力に関する専門調査会委員／第5次男女共同参画基本
計画策定専門調査会委員
公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
女性クリニックWe! TOYAMA 代表／富山県議会議員

種部 恭子



20230614

※ 開示すべき利益相反状態はありません

日本の性教育 後退の歴史

1992年 文部省版性教育元年
→同時に性教育バッシング

1999年 男女共同参画基本法
→同時にジェンダーバッシング

2003年 七生養護学校事件

2004年 文部省学習指導要領
改訂

(2004年 学習指導要領解説)

イ 「行き過ぎ」が問題となる内容の指導時期

講演内容で「行き過ぎ」が問題となる「科学的知識」
について取り扱う場合は、保健等の授業で学習した内容
が前提となる。そこで、講演会、講話で取り上げられる
ことの多い内容について、それらを学習する学年、教科、
単元をまとめた(図17)。

【小学校】 第4学年 体育科 保健領域「育ちゆく体とわたし」

初経、精通、変声、発毛

第5学年 理科 「生物とその環境」

胎児の成長、へその緒

※受精に至る過程は取り扱わない

【中学校】 第1学年 保健体育科 保健分野「心身の機能の発達と心の健康」

生殖器の发育、妊娠・出産が可能となる成熟

※受精・妊娠までを扱わず、妊娠の経過は取り扱わない

【高等学校】 保健体育科 保健「生涯を通じる健康」

受精、妊娠、出産、家族計画、人工妊娠中絶

※生殖にかかわる機能については関連付けて扱う程度

2005年「過激な性教育…実態調査プロジェクト・チーム」
 →全国一斉性教育調査
 →学校現場は萎縮→**今も!**

2013年 七生養護学校事件
 原告側勝訴確定
 2017年 学習指導要領改訂

KNB news every
 金曜ジャーナル (2022.9.2.)
 「統一協会と性教育」
https://archives.knb.ne.jp/bangumi/news/article_detail.html?sid=8515&rid=18&date=20220902

中学校学習指導要領解説 (2017年告示) 保健体育 保健分野

2. 内容

(2) 心身の機能の発達と心の健康

ア 知識および技能

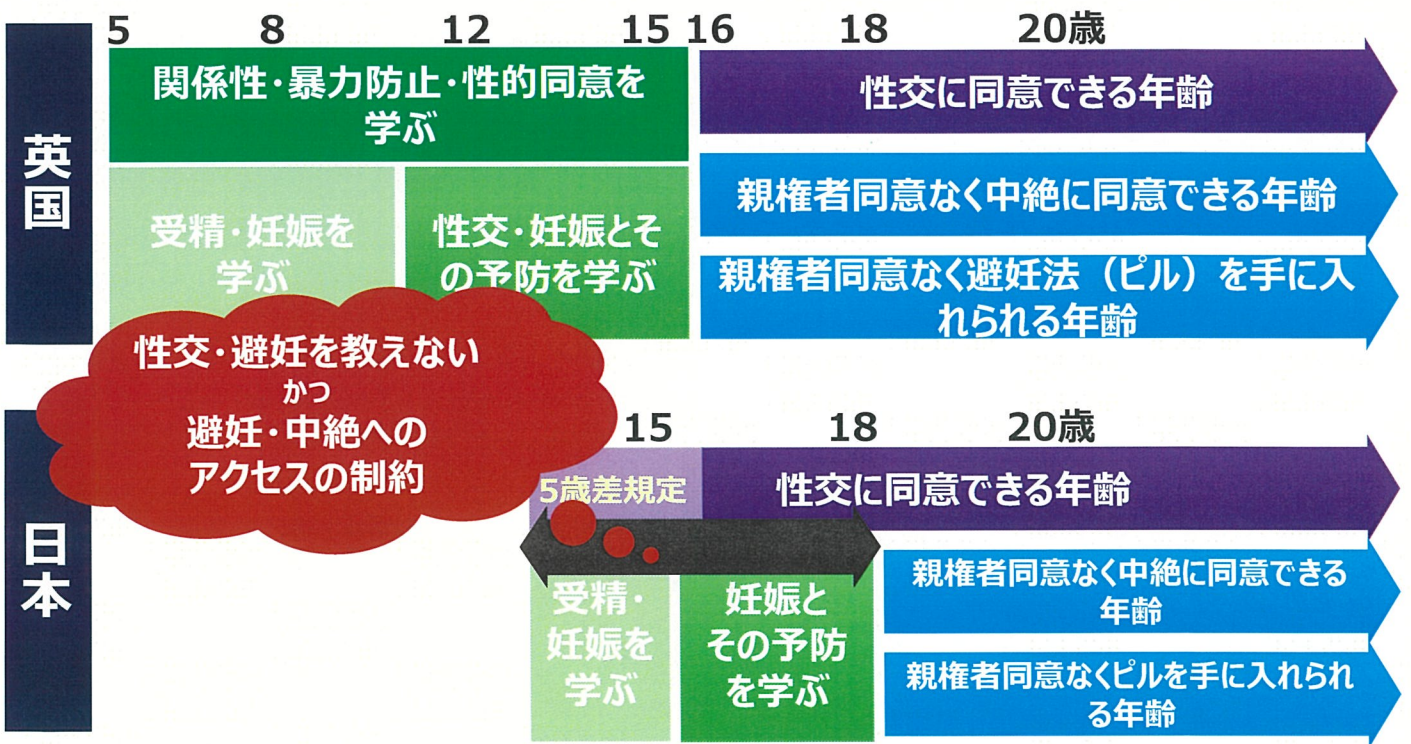
(イ) 生殖にかかわる機能の成熟

… なお、指導に当たっては、**発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ること**などに配慮することが大切である。

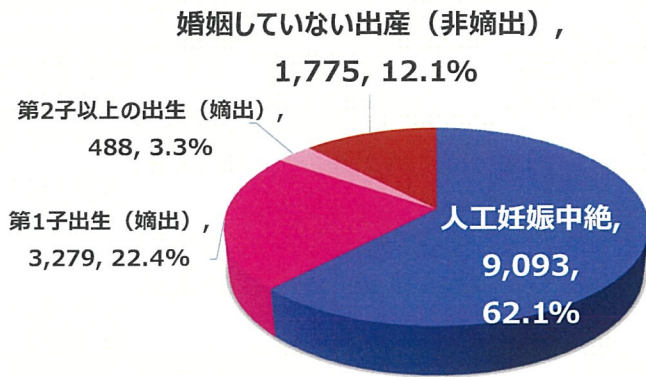
3. 内容の取扱い

(7) 内容の(2)のアの(イ)については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、**受精・妊娠まで**を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。… 機能の成熟とともに、性衝動が生じた場合、**歯止め**がとれないことなどから、異性の尊厳を尊重し、適切な処方や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

まだ「歯止め」



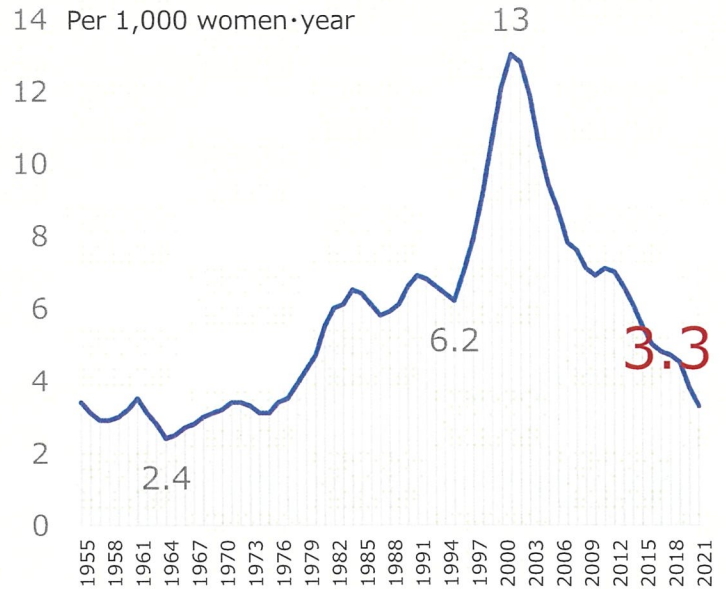
10代妊娠の転帰



母の年齢別統計がなく正確な数の把握が困難なため、流産と死産を除く。しかし10代のそれらは極めて少ないため、除外しても大きな影響はない。

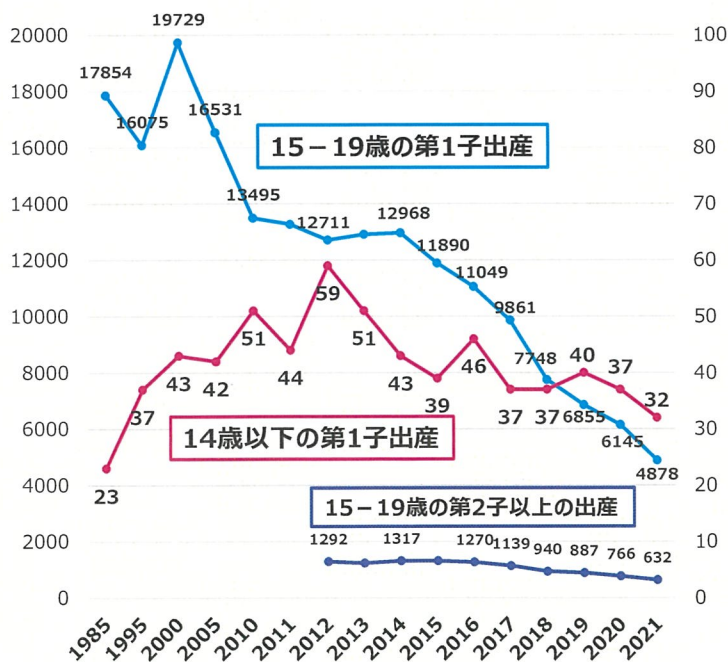
厚生労働省 令和3年衛生行政報告例および令和3年人口動態統計より作成

10代の人工妊娠中絶率の推移



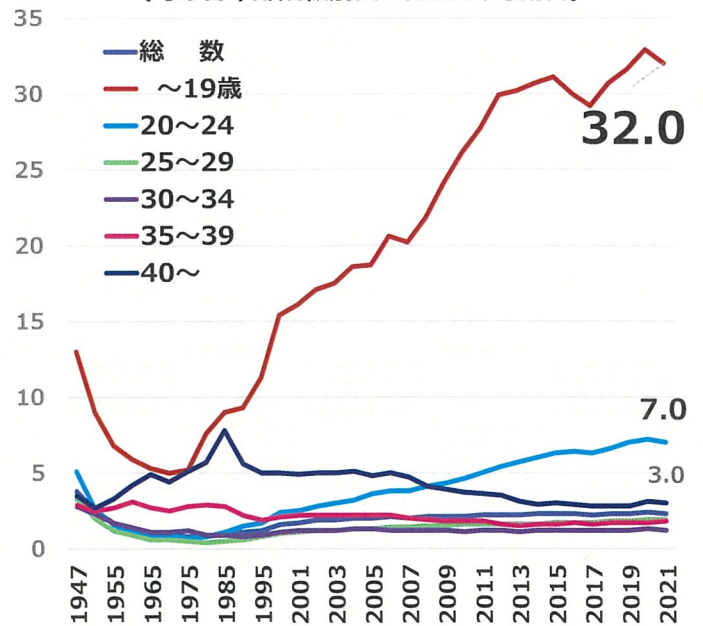
厚生労働省 衛生行政報告例より作成

10代の出産の推移



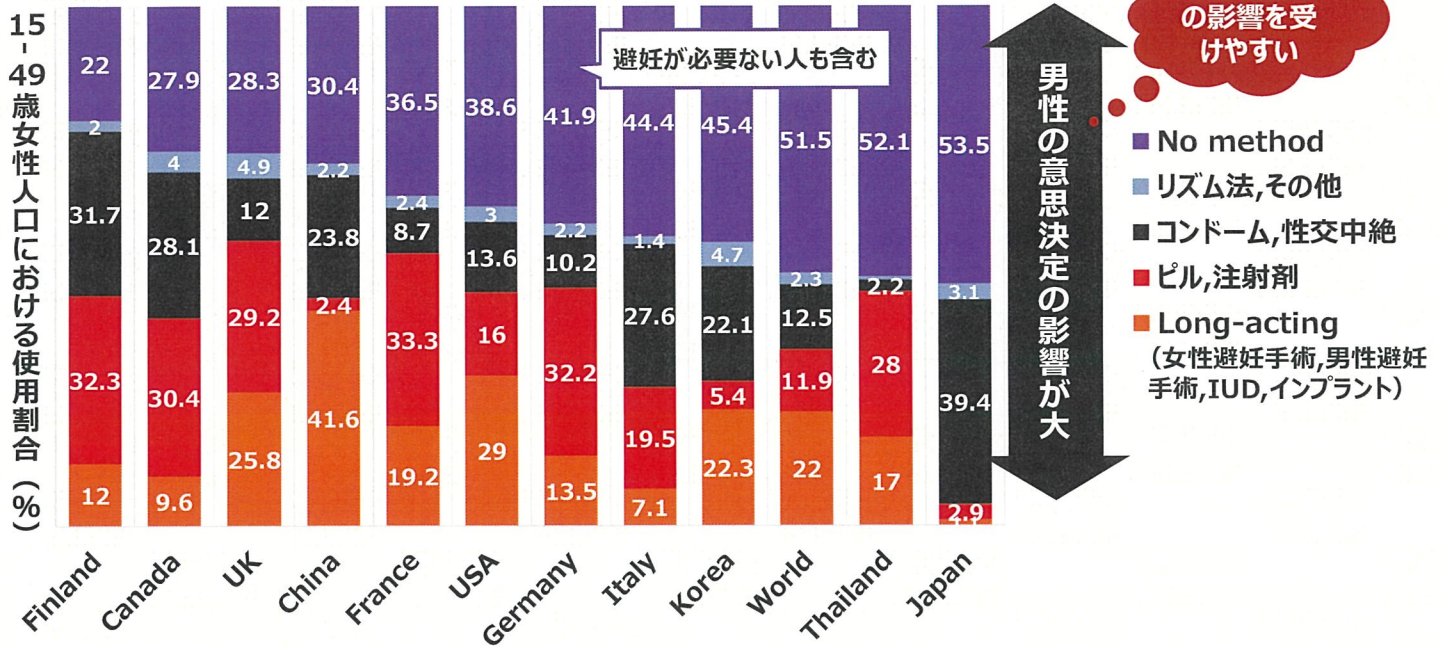
母の年齢階級別に見た非嫡出子出生割合の推移

(母の各年齢階級別出生数に対する割合)



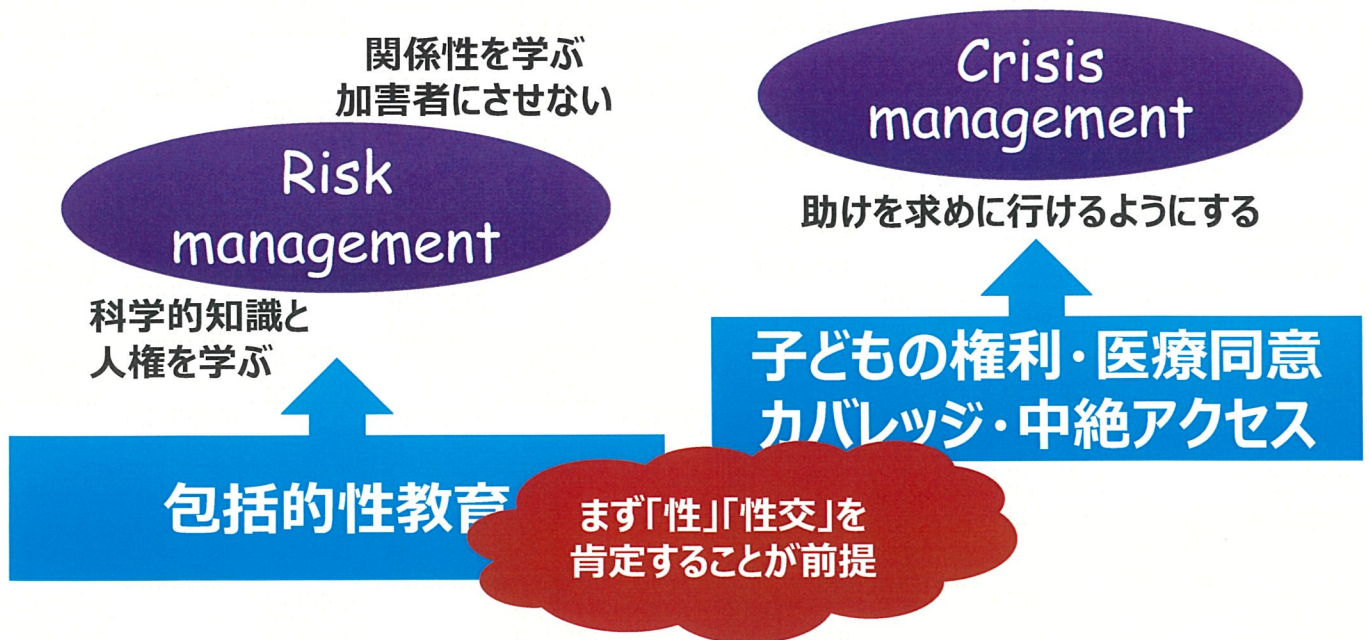
厚生労働省 人口動態統計より作成

避妊の実行状況



UN World contraceptive use 2019 , Contraceptive Use by Method 2019 Data bookletより作成

若年妊娠を、若年出産にさせない



歯止め規定があるから 教員は「受精・妊娠」を超えた教育ができないのか？

学習指導要領の法的根拠と拘束力はどうなのか？

中学校学習指導要領（保健体育）における 性教育の位置づけ（平成29年改訂版）

保健分野 2. 内容

（1）健康な生活と疾病の予防

ア. 知識 （オ）感染症の予防

（イ）エイズ及び性感染症の予防

エイズ及び性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や**感染経路**について理解できるようにする。また、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする。例えば、エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス（HIV）であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには**性的接触をしないこと**、**コンドームを使うこと**などが有効であることにも触れるようにする。なお、指導に当たっては、**発達の段階を踏まえること**、**学校全体で共通理解を図ること**、**保護者の理解を得ること**などに配慮することが大切である。

中学校学習指導要領（保健体育）における 性教育の位置づけ

保健分野 2. 内容

(2) 心身の機能の発達と心の健康

ア 知識及び技能

(イ) 生殖に関わる機能の成熟

思春期には、下垂体から分泌される性腺刺激ホルモンの働きにより生殖器の発育とともに**生殖機能**が発達し、男子では**射精**、女子では**月経**が見られ、**妊娠が可能となること**を理解できるようにする。また、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、個人差はあるものの、**性衝動**が生じたり、異性への関心などが高まったりすることなどから、異性の尊重、性情報への対処など**性に関する適切な態度や行動の選択**が必要となることを理解できるようにする。なお、指導に当たっては、**発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。**

11

学校教育法

(昭和22年3月31日法律第26号 一部改正:平成29年5月31日法律第41号)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、**教育基本法**（平成十八年法律第百二十号）**第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。**

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

学校教育法施行規則

(昭和22年5月23日文部省令第11号 一部改正:平成29年3月31日文部科学省令第20号、平成30年8月27日文部科学省令第27号)

第五章 中学校

第七十四条 **中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。**

12

学習指導要領 (平成29年3月31日)

第1章 総則 第2 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱し、生徒の負担過重となったりすることのないよう、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようしなければならない。

「目的や内容の趣旨を逸脱」「生徒の負担過重」と誰が判断し、逸脱した場合はどうなるのか？

13

教育基本法 (平成18年12月22日 法律第120号)

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われなければならない。各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

(教員)

第九条 教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養を怠らぬこと、及びその職務を遂行に努めなければならない。

どちらに裁量権があるのか？

努力義務

14

教育基本法 (平成18年12月22日 法律第120号)

(教育行政)

第十六条 教育は、**不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである**、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、**地方公共団体に裁量権がある。**

3 **地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。**

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

**地域の実情に応じて必要な教育だと
地方公共団体が判断すればよい。**

人事権の行使は不当な介入にあたる。

女子差別撤廃条約（1985年6月25日 批准）
第18条に基づく日本の第7・8回報告に対する
国連女子差別撤廃委員会最終コメント
（女子差別撤廃委員会 2016年3月）

32. 委員会は、全ての教育段階において女性や女児の平等なアクセス及び初等・中等教育における女児の在学率の増加について優先的に取り組んでいることに関して、締約国を称賛する。委員会は、しかしながら、以下について懸念する（以下略）

(d) 性と生殖の健康と権利に関する年齢に応じた教育内容に対し、政治家や公務員が過度に神経質になっていること

33. 委員会は、締約国が以下を行うよう勧告する。（以下略）

(c) 性と生殖に関する健康と権利について学校の教育課程に系統的に組み込めるよう、年齢に応じた教育内容と実施に関する国民の懸念に対処すること

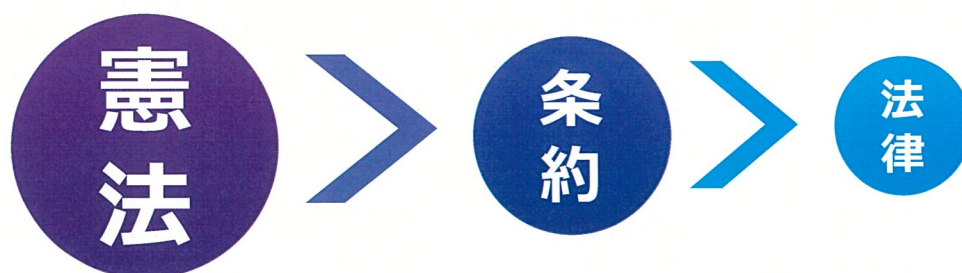
17

女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査
質疑応答（2016年2月16日、ジュネーブ）

Q. 女子差別撤廃条約の国内適用

（女子差別撤廃委員会委員からの質問）

A. 我が国は、**日本国憲法第98条第2項**に基づき、我が国が締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守することとしており、**条約は国内法に優位するもの**と考えられている。



18

義務教育における性教育の現状と解決の糸口

- 歯止め規定
- 今もなお、学校現場が萎縮したままである
- 教員に、包括的性教育に取り組む余裕がない
- 「性交で妊娠すること」「避妊」を学ばず性交同意年齢に達する
- 「性交同意年齢」≠「医療同意年齢」 ←とくに避妊薬処方と中絶

- ✓ 歯止め規定に萎縮し性教育を行わないことは、条約締結国の責務に反する。
- ✓ 学校教育法に基づき「健康、安全、幸福を守るために必要」と専門家が判断し、地方自治体との共通認識で進められる性教育は、止められる理由がない。